

## 第 4 次江別市食育推進計画の策定方針について

### ◇概 要

現行の第 3 次江別市食育推進計画（計画期間 5 年）が、令和 5 年度で終了することから、令和 6 年度以降の施策推進に向けて必要な改訂を行う。

※第 1 次江別市食育推進計画：平成 23 年度から平成 25 年度

※第 2 次江別市食育推進計画：平成 26 年度から平成 30 年度

※第 3 次江別市食育推進計画：令和元年度から令和 5 年度

### ◇策定根拠

食育基本法第 18 条第 1 項に基づき、国や道の計画を基本として、区域の特性を生かした自主的な施策を実施するために策定する。

### ◇策定方針

上位計画である第 7 次江別市総合計画の策定において、政策「産業」の基本方針「都市近郊型農業の推進」については前期計画の方向性を維持することから、食育推進計画についても、現行計画の基本理念及び推進目標等を維持する方向で調製していく。

また、各分野の取り組みについても、進捗状況及び課題等を把握したうえで、引き続き、実施していくことで調製していく。

### ◇計画期間

策定が予定されている第 7 次江別市総合計画（前期）及び江別市農業振興計画の計画期間に合わせ、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とする。

### ◇検討体制

江別市食育推進計画庁内連絡会議で素案を調製したのち、江別市食育推進計画策定委員会に諮ることとする。

#### <江別市食育推進計画庁内連絡会議>

経済部：商工労働課、観光振興課、農業振興課

健康福祉部：介護保険課、保健センター、健康推進室、子ども育成課長

教育部：学校教育課長、給食センター長、生涯学習課長

生活環境部：廃棄物対策課長

農業委員会

#### <江別市食育推進計画策定委員会>

酪農学園大学、北翔大学、江別消費者協会、江別保健所管内栄養士会、江別市食生活改善協議会、江別市小中学校長会、江別市 P T A 連合会、江別市自治会連絡協議会、道央農業協同組合、市民公募委員 2 名（計 11 名）